

表彰基準（局長表彰）

（下記項目を全て満たす必要があります）

1. 安全性優良事業所の認定を継続して10年以上受けている事業所であり、有効期限内であること かつ直近の認定に係る総合評価点数が90点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点が15点以上であること
2. 表彰日直前の3年間、自動車事故報告規則第2条に規定する第一当事者又は第一当事者と推定される事故がないこと（北陸信越運輸局管内の他の事業所を含む）
3. 表彰日直前の1年間、行政処分を受けていないこと（北陸信越運輸局管内の他の事業所を含む）
4. 交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動等、年間計画表を作成し2か月に一度程度、定期的な運転者教育が行われていること
5. 上記4. の内容とは別に、国の基準以上の運転者教育を実施していること（ISO9000 シリーズ もしくは ISO39000 シリーズ、運輸安全マネジメントの管理規程等による運転者教育等）
6. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所の配置車両すべてに装着され、運転者教育に反映していること
7. 安全性優良事業者認定により、荷主からの表彰等があること、安定的な財務基盤の確保があること、又は行政・関連団体により輸送の安全に関する表彰を受けていること